

議案第 36 号

田川市中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年 6 月 24 日

田川市長 二 場 公 人

理 由

本案は、令和元年 10 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率が現行の 8 パーセントから 10 パーセントに引き上げられることに伴い、所要の改正をしようとするもので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

田川市中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

田川市中央公民館の設置及び管理に関する条例（昭和60年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項に規定する」を削る。

第4条第3項中「次の各号に」を「次に」改め、同条第5項中「第3項各号」を「第3項第1号から第3号までの規定」に改める。

第6条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第8条第1項中「受けた者」の次に「（以下「使用者」という。）」を加え、「備え付け」を「備付け」に改める。

第9条第1項「一に」を「いずれかに」に改める。

第10条第2項中「委員会」を「市長」に改める。

第11条の見出しを「（使用料の還付）」に改め、同条及び第12条中「委員会」を「市長」に改める。

第13条中「使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）」を「使用者」に改める。

第15条中第1項中「委員会」を「市長」に改める。

第16条中「事項は、」の次に「市長又は委員会が」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

田川市中央公民館の使用料

施設名	使用料（1時間につき）
講座室1	円 1,260
講座室2	550
講座室3	440
講座室4	440
会議室	680
講堂	1,710
和室1（27畳）	500

和室 2 (10畳)	320
講座室 5	320
工芸工作室	1,040
視聴覚室	1,450
調理実習室	1,020
音楽室	1,100
軽運動室	980
集会室	660

備考

- (1) 講座室 1 を間仕切りして使用する場合は、全体を利用したときの使用料の 5 割に相当する額とする。
- (2) 市外居住者が使用する場合は、使用料（1 時間につき）の欄に掲げる額に当該金額の 5 割に相当する額を加算した額とする。
- (3) 冷暖房装置及び附属設備の使用料は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に施行日以降の公民館の使用について許可を受け、当該使用に係る使用料を納付している者の当該使用料の額については、なお従前の例による。